

地域計画が開始します

急速に進む農家の減少や耕作放棄地問題等を背景に、農業生産・農業構造の方針などを示した法律（農業経営基盤強化促進法）等が改正され、市町村においては、農地集約も進展させながら将来（10年後）を見据え、農業経営にかかわる担い手等（認定農業者等の大規模農家だけではなく、中小規模農家、新規就農者等全ての農家（耕作者））で作る農地の利用計画（地域計画）を定めることとなりました。中島村においては、これまで農地利用に関する意向調査や地域座談会等を経て、令和6年度において計画の策定が完了し、令和7年4月より計画が開始されます。（計画については個人情報伏せのうえで村ホームページに掲載します。）

計画には農地の耕作者が掲載され、農地ごとに耕作者を示した地図（目標地図）とともに管理し、計画どおり耕作を進めていくことが当面の目標となります。

※計画の中で定める耕作者（農地ごとに設定）について、今回定めた当初の計画では、現状の耕作者及び意向調査をもとにしたもので、今後、計画は農地利用に関する貸し借りの動向等により随時変更を行っていきます。

国が目指す地域計画の形として、農地の集約を進めたうえで、効率利用を図ることを目標としています。

中島村の農地面積等（地域計画より抜粋）

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	949ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	739ha
② 田の面積	595ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	354ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地の面積	361ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	27ha

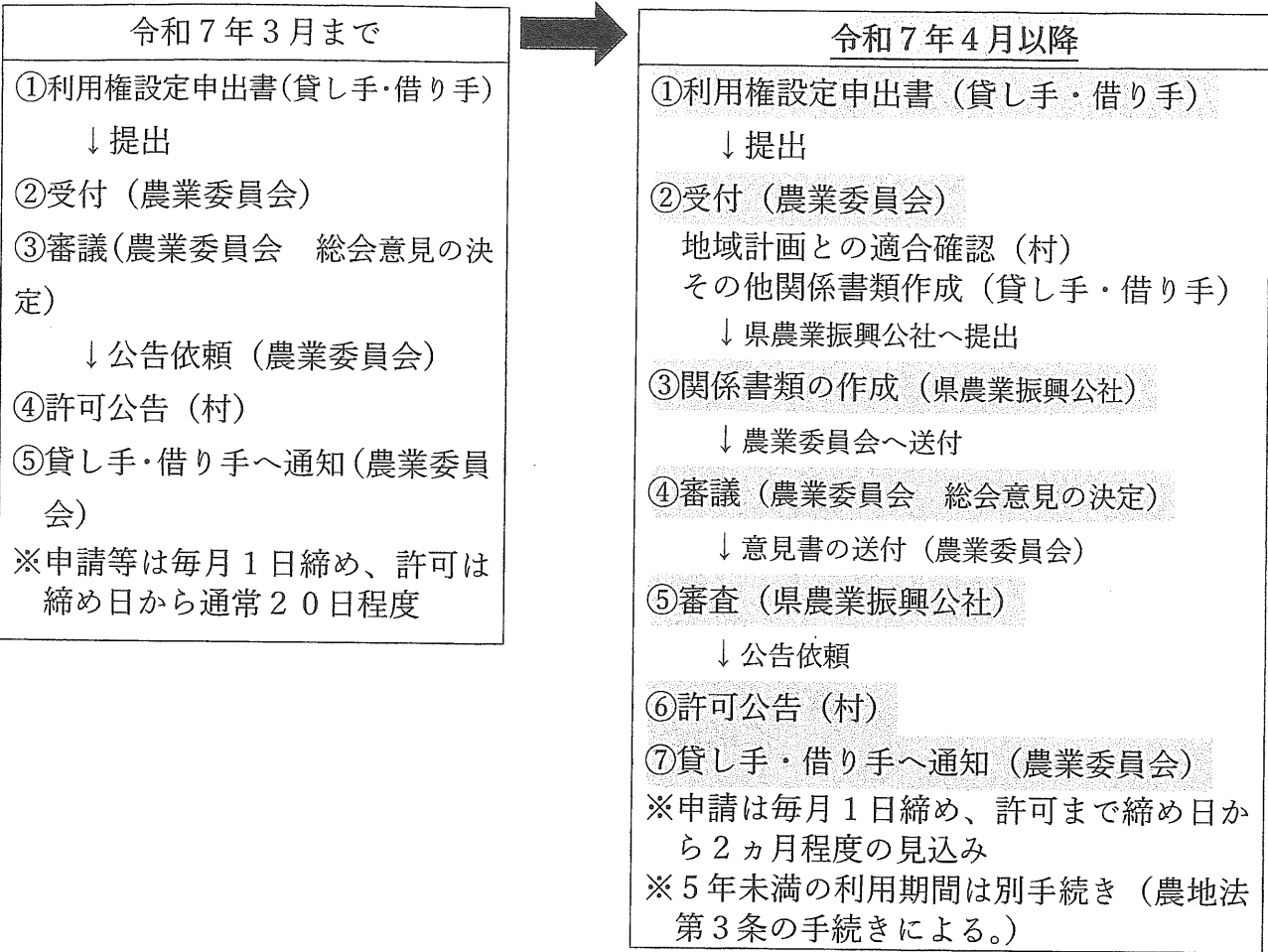
◎地域計画の開始に伴う農地の貸し借り

令和7年4月より、農地の貸借の手続きが変更されます（旧農業基盤強化促進法によるもの）。これまで村（農業委員会）のみで許認可手続きが進められてきましたが、関係法令の改正及び地域計画の開始に伴い、「福島県農業振興公社（農地バンク）」を経由した許認可手続きとなります（期間が5年以上の貸し借りの場合）。

4月以降の手続き（申出書）について、提出の締め日より許可までの日数が2ヵ月程度かかる見込みとなりますので、貸し借りの開始（更新）手続きの際にはご注意ください。

※更新手続きについては、期限の2ヵ月ほど前に農業委員会より通知（貸し手・借り手へ）を行います。

【農地の貸し借り手続き】



また、農地の貸し借りにあたり、県農業振興公社への手数料が発生し、貸し手、借り手とも、毎年賃借料の1%相当（下限800円、上限8,000円）の支払いが必要となります（賃借料が800円未満の場合は該当しない）。

- ※1 複数の契約本数がある場合、8,000円を超える金額は免除されます。
- ※2 賃借料を物納（米）で契約することも可能。ただし、その際も手数料（1%）は発生。
- ※3 貸借が無償の場合、手数料は発生しません。

【中島村企画振興課 電話52-2113】
【中島村農業委員会 電話52-3487】

